

# 月刊 労運研レポート 号外

2022年10月15日号

## 第11回労働運動研究討論集会を成功させよう！

物価高騰に対抗して、雇用と生活を守ろう！

ワーキングプアを一掃し、ボトムアップの賃上げを！

23春闘構想(案) . . . . .	2 p
非正規雇用労働者をなくすための制度政策要求(たたき台) . . . . .	9 p
第11回労働運動研究討論集会 開催案内 . . . . .	12 p

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

2022年12月4日

第11回労働運動研究討論集会提出

—物価高騰に対抗し、雇用と生活を守ろう—

## 23 春闘構想(案)

—ワーキングプアを一掃し、ボトムアップの賃上げを—

はじめに

- (1) 新自由主義経済は貧困と格差の拡大をもたらしました。新型コロナウイルス感染症の流行は貧困と格差をさらに拡大しました。日本では第7次のピークを過ぎたものの、毎日数万人の感染者が発生しています。岸田政権は、社会経済活動を優先し、「新しい資本主義」(成長と分配の好循環)をめざしています。成長のために、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXの4分野に重点を置いて、官民の投資を加速させるとしています。その成長を通じて、国連のSDGs(持続可能な開発目標)の達成や気候変動問題を克服しようとするものです。
- (2) 日本では先進国で唯一実質賃金が低下し続けています。賃金上昇はウクライナ戦争勃発による物価高騰に追いついていません。物価高騰がとりわけ非正規雇用労働者など低所得者層の生活を直撃しています。22春闘では「官製春闘」が復活しました。「官製春闘」とは「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にする」というアベノミクス戦略の中での賃金政策であり、企業の成長が労働者の生活向上に波及するというトリクルダウン論にほかなりません。しかし、トリクルダウンは起こらず、大企業の内部留保が増大するばかりでした。連合は、「新しい資本主義」の下でも、相変わらず「官製春闘」を闘おうとしています。
- (3) SDGsは、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることをめざしています。貧困の撲滅は最重要目標です。各国は貧困を半減させる目標値を定めるように求められていますが、日本政府は貧困をなくす目標を示していません。
- (4) 労運研は、新自由主義と対決する労働運動を基調に、貧困と格差をなくすために闘ってきました。いまこそ、貧困をなくすために、実質賃金の低下を食い止め、ボトムアップの賃上げを実現しなければなりません。働いても生活困窮に陥るワーキングプアを一掃しなければなりません。
- (5) 今回の労働運動研究討論集会では、正規・非正規、民間・公務の労働者が一体となって闘う実践的な活動方針である「23春闘構想(案)」を提起することにしました。地域別最低賃金が高卒初任給に並び・上回る水準になってきたからです。また、討議資料として「非正規雇用労働者をなくすための制度政策要求(たたき台)」を提起することにしました。職場からの運動実践をもとに、新自由主義の終焉に伴うこれからの労働と生活の在り方を見据えながら、労働運動の再生、「新しい労働運動」の創造を担う決意を固めたいと思うからです。

## 1 23 春闘を組織するにあたって

- (1) 今年の参議院選挙では「野党に対する市民連合の政策要望書」がつくられましたが、昨年の総選挙で掲げられた野党共通政策より後退するものになり、野党共通政策にあった「格差と貧困を是正する」ことの実現は図られませんでした。
- (2) 22 春闘は「官製春闘」の復活でした。連合は、「2015 年以來の賃上げ幅であり、賃上げの流れは引き継がれている」と総括し、「労働組合が社会を動かしていく『けん引役』として一定の役割を果たした」と自信のほどを示しました。しかし、連合の「底上げ、底支え、格差是正」方針は成果を上げたとは言えません。産業相場や地域相場を引上げていく「底上げ」は、「定昇相当分+賃上げ分」によって地域別最低賃金に波及させるという方針でした。しかし、地域別最低賃金の目安額が 31 円（3.3%）引き上げられ全国加重平均 961 円になった背景は、この間の物価高騰や諸外国での最低賃金の引上げによるもので、民間大手企業の賃上げが波及したものではありません。
- (3) 連合の方針である「民間大企業労働者の賃上げが、人事院勧告や最低賃金審議会をつうじて、公務労働者や非正規雇用労働者に波及していく」というトリクルダウンは起きませんでした。アベノミクスとその延長線上にある「新しい資本主義」を受け入れ、「官製春闘」によって「底上げ」を図る方針は誤りだったと総括しなければなりません。
- (4) 日本の労働者の賃金は、先進諸国の中で唯一低下し続けています。この 25 年間で実質賃金は 11.4%低下しています。新自由主義によって貧困と格差・差別は増大し、コロナ災害によってさらに拡大しました。正規雇用労働者と非正規雇用労働者の分断は深まっています。名目経済成長率や名目賃上げ率を重視し、実質賃金を軽視する「官製春闘」では、労働者の生活を守り向上させることはできません。働いても生活に困窮するようなワーキングプアを一掃するため、ボトムアップの賃金引上げを闘う必要があります。
- (5) 「新しい資本主義の実行計画」の地域別最低賃金の引上げ目標は「2025 年度にも全国加重平均 1000 円以上になることを目指す」というものです。このような政府目標では、いつまでたっても「全国一律時給 1500 円」を達成することはできません。EU は SDG s を実現するために、機会均等、公正な労働条件、社会的保護などの原則を定めた「欧州における社会権の柱」を公表し、その実現を図るための EU 指令づくりを行っています。EU 最低賃金指令案もその一つです。
- (6) 労運研は、新自由主義に対決する労働運動をつくりあげるために、貧困と格差・差別の解消を掲げ、最低賃金の大幅引き上げ、労働契約法第 20 条の非正規雇用労働者の不合理な労働条件の禁止を重点課題として闘ってきました。そして、コロナ災害下、「新しい労働運動」を提起しました。「新しい労働運動」は、2000 万人非正規雇用労働者を軸とした運動であり、これからの運動の主体となるべき、社会的インフラを支える下請現業労働者、暮らしを支える公務・民間を含めた公共サービス労働者など、エッセンシャルワーカーといわれる社会的必須を担う労働者など

が中心となって活動していく労働運動です。

- (7) 22 春闘では「新しい労働運動」形成の第一歩として、「非正規春闘」として最低賃金引き上げ闘争を全国的な共通課題として提起し、キャンペーンを展開してきましたが、十分な職場闘争を組織することができませんでした。労運研メンバーの多くは、正規雇用労働者であり、非正規雇用労働者と一体となった運動をつくる体制ができていないこと、また、ナショナルセンターの壁や労働組合組織の壁を超えた運動づくりに踏み出せない組織的事情があったものと思われます。これらを克服できる、より実践的な取り組みが求められています。
- (8) 労運研は、ポスト・コロナパンデミック、ポスト新自由主義の働き方と労働社会の構築を目指します。23 春闘においては、非正規雇用労働者の雇用の安定と労働条件の向上が日本労働運動の重要な課題であることを認識し、職場・地域から、正規・非正規、民間・公務の労働者が、共通の要求を掲げ、共闘と連帯を築き、一体となって闘う 23 春闘を組織します。

## 2 私たちを取り巻く情勢

- (1) 新自由主義経済の延長線上で人類が生きていくことができないことは世界的共通認識となっています。経団連の十倉会長は、新自由主義がもたらした「弊害」として、貧困と格差・差別の拡大、生態系の崩壊や気候変動問題を挙げています。経団連は「サステナブルな資本主義」を掲げ、技術革新によるグリーン・エコノミーの形成こそが経済成長の道だとしています。岸田政権は「新しい資本主義」を打ち出していますが、その中身は不透明であり、アベノミクスとの違いも不明確です。そして、連合は、「新しい資本主義」を掲げ、政財界にすり寄りながら「官製春闘」を推進し、「人への投資」をお願いする状況です。
- (2) 連合の今春の有期・短時間・契約社員の賃上げは時給 23.43 円で、昨年の地域別最低賃金引き上げ 28 円に届いていません。連合の民間大企業労働者の賃上げがけん引するトリクルダウン方針は機能しておらず、前年の地域別最低賃金の改定が、翌年の賃上げの大きな要因になってきています。
- (3) コロナの影響やウクライナ戦争の勃発によって、物価が高騰し、低所得労働者の生活を直撃しています。生活必需品が高騰し、ぜいたく品はほとんど値上がりしないスクリーフレーションといわれる状況です。実質賃金は、7 月は対前年同月比マイナス 1.8%、8 月はマイナス 1.7%で、5 か月連続してマイナスとなっています。8 月の消費者物価の上昇は対前年同月比 2.8%であり、食料品やエネルギーなどの生活必需品は 4.8%上昇しています。秋にはさらなる値上げラッシュが予定されています。岸田首相は財界に「来年も 3% 超えの賃上げを」と要請し、日銀の黒田総裁も「賃上げは物価上昇に追いついていない。ことしの冬のボーナスや来年の春闘などでもう一段の賃上げが必要だ」と発言しています。
- (4) 岸田政権の物価高対策は、生活困窮世帯への支援として子供一人 5 万円を支給する一方、石油元売り価格への補助などにみられるように、企業に対して助成することが基本です。「企業が一番活動しやすい国」といった安倍政権と同様の政策を取

っています。それは、企業が儲かれば、労働者の賃金も上がり、社会に波及していくというトリクルダウン論にほかなりません。

- (5) 岸田首相は「構造的な賃上げ」を提唱し、「賃上げが、高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げを生む」という好循環に期待しています。そのため、賃上げ、労働移動の円滑化、人への投資という三つの課題の一体的改革を進めるとしています。すでに大企業は、日本的雇用システム(新卒一括採用、長期・終身雇用、年功型賃金)の見直しや「ジョブ型雇用」の導入を始めています。岸田首相は、「ジョブ型雇用」導入の指針を来春までにつくり、「リスキリング(成長分野に移動するための学び直し)」支援策の整備や年功制の職務給から日本にあった職能給の移行など、企業間、産業間での労働移動円滑化に向けた指針を来年6月までに取りまとめるとしています。産業構造が大きく変化する中で、正規雇用労働者は「失業なき労働力移動」、非正規雇用労働者は「失業を伴う労働力移動」と「雇用の二重構造」がつくられようとしています。さらに副業・兼業の奨励、フリーランスといわれる個人請負を広めようとしています。労働者間の分断と差別を許さず、非正規雇用労働者の雇用安定を図りながら、労働条件の向上を獲得していく闘いが、正規雇用労働者の雇用と労働条件にとっても重要な闘いです。
- (6) 中央最低賃金審議会では5年に一度の目安に関する全員協議会が来年3月までの取りまとめに向けて引き続き行われています。国家公務員給与制度の見直しは2024年に大改革が予定されています。生活保護費の見直し作業はこの秋から本格化し、級地の見直しを含めて1987年以来の大改革になるといわれています。全世代型社会保障構築会議では、実質賃金の低下を放置し、セーフティーネットに大きな穴を残したまま、勤労者皆保険の実現が議論されています。これらの制度改革は、「黄金の3年間」といわれる国政選挙がない2025年までに行われようとしています。問われているのは現場の闘いであり、政策能力です。

### 3 23 春闘の基調

- (1) EU最低賃金指令案では、労働者全体の賃金の中央値の少なくとも60%または平均賃金の50%以下の最低賃金を不十分な水準と規定しています。労働者賃金中央値の60%を「ワーキングプアライン」と規定し、地域別最低賃金を中央値の60%に引き上げることによってワーキングプアを一掃します。(経済協力開発機構(OECD)によると、日本の2021年度の地域別最低賃金の全国加重平均930円は、日本のフルタイム労働者の賃金の中央値の45%です。中央値の60%にするには最低賃金を1240円にしなければなりません。)
- (2) 「ワーキングプアライン」は「貧困ライン」でもあります。「ワーキングプアライン」を軸に、企業内(自治体内)最賃の上積みなどによる賃金のボトムアップを図るとともに、貧困撲滅のための制度改革に取り組みます。
- (3) 雇用が不安定であれば賃上げ闘争は闘えません。非正規雇用労働者の雇用(賃金)保障を闘います。
- (4) 組織労働者が「ワーキングプア一掃」を掲げ、地域における労組共闘を組織し、

貧困問題に取り組む諸団体とも連帯して、貧困と格差・差別をなくし、ひとりも取り残されない社会づくりを進めます。

#### 4 具体的な要求と闘い方について

##### (1) 最低賃金の引上げについて

- ① 最低賃金時給 1500 円以上、全国一律制の実現を全国共通目標として闘います。
- ② 地域別最低賃金の引上げ目標を「2025 年までに全国一律で賃金中央値の 60%」とするよう、厚生労働省、地方経済団体、地方自治体に申し入れます。
- ③ 企業内（自治体内）最賃の要求は時給 1240 円（2021 年の賃金中央値の 60%）以上とします。企業内最賃の適用対象は、事業者には雇用された者（任命権者に任用された者）に限定せず、企業内（自治体内）で働く、委託労働者や派遣労働者にも適用するよう要求します。また、資格制度（例えば、看護、保育、介護、教育など）のある職種については、企業内（自治体内）の職種別最低賃金を要求します。  
（国家公務員の高卒初任給の要求は  $1240 \text{ 円} \times 167.9 \text{ 時間} = 208,196 \text{ 円}$  以上となります）
- ④ 業界団体に業種別最低賃金、職種別最低賃金をつくるように要求します。
- ⑤ 地方自治体に対して職種別最低賃金を含む地域最低賃金条例制定を要求します。

##### (2) 雇用（賃金）保障について

非正規雇用労働者を雇用する場合は、所定労働時間を週 20 時間以上あるいは月額 88,000 円以上とし、週 20 時間を下回る場合であっても週 20 時間分の賃金保障あるいは月額 88,000 円以上とし、社会労働保険が適用されるように要求します。

##### (3) 同一労働同一賃金の実現について

- ① 非正規雇用労働者の差別的労働条件の撤廃について、最高裁判決で勝ち取った内容をすべての職場で実現するようにします。
- ② 同一事業者における非正規雇用労働者の差別的労働条件をなくすようにします。たとえば、地域別最低賃金にもとづいて賃金設定をしている全国企業においては企業内最賃を全国一律にするようにします。
- ③ 同一労働同一賃金を下請けや委託先でも実現するようにします。同一労働同一賃金の労働協約締結を公契約の条件にし、自治体内最低賃金を下回る賃金の業者を排除できるようにします。

##### (4) 労働時間の短縮

- ① 「8 時間働けば暮らせる社会」を実現するため、時間外労働を削減していきます。当面、健康障害発生ラインといわれる年間 360 時間以下になるようにします。
- ② 次の勤務までのインターバルを 11 時間以上とします。
- ③ 教員の給特法による「固定残業代」は廃止します。

##### (5) いのちと健康を守る闘い

新型コロナウイルス感染症などの流行があっても、非正規雇用労働者が安心して療養、家族の介護や世話などができる賃金保障をとともなう休暇制度を確立します。

##### (6) 非正規雇用労働者をなくす制度政策要求

- ① 別紙の討議資料「非正規雇用労働者をなくすための制度政策要求（たたき台）」にもとづき、制度政策要求づくりに向けて議論をすすめます。
- ② 会計年度任用職員が再任用打ち切りにならないよう雇用継続を闘います。
- ③ 全国一律制を導入し支払能力を削除するための「最低賃金法改正案」、非正規雇用労働者の退職金制度を創設するための「パート・有期雇用労働者法改正案」を早期に提出できるように、地域から立憲野党に働きかけます。

#### (7) 仕事づくり

非正規雇用労働者の雇用を創出するため、労働者協同組合、企業組合、労働組合による労働者供給事業など労働者による事業体を活用して、労働者の雇用安定、地域活性化を図ります。

### 5 闘う体制づくり

#### (1) 23 春闘をたたかう地域共闘の形成を目指します。

- ① 企業に対して要求を提出するだけでなく、業界団体などに提出します。同一労働同一賃金の原則を企業の枠を超えて実現するため、業種別・職種別の労働協約の締結をめざします。
  - ② 公契約による労働法制の遵守、雇用安定、労働条件を確保するため、公契約条例による規整の整備を図り、公正取引が行われるよう監視・点検を強化します。
  - ③ 公共サービスを取り戻すため、地方自治体に公共サービス充実要求と公共サービス労働者の人員確保・労働条件向上要求を合わせて提出し「共通の利益のための協約交渉（Bargaining for Common Good）」を実現します
- #### (2) 地域に「労運研レポート」読者会（仮称）を組織し、23 春闘構想の内実の深化、具体化について議論していきます。
- #### (3) 労運研は、地域の取り組みの情報交換を担う全国的な連絡・情報発信組織として事務局体制を強化します。

### 6 秋から年末にかけての闘い

- (1) この秋も生活必需品の値上がりが続きます。23 春闘の前段闘争と位置づけ、以下のように賃金闘争を闘います。
- (2) 地域別最低賃金について
  - ① 中央においては厚生労働大臣に、地方においては地方労働局長に対して、消費者物価上昇にともなう地域別最低賃金の引上げを行うために最低賃金審議会に再改定を諮問するよう要請します。
  - ② 最低賃金審議会を年内に開催するよう各方面に働きかけを行います。最低賃金審議会開催を要請する署名運動をおこないます。
  - ③ 10 月に改定された地域別最低賃金が完全に履行されているか点検活動を行います。同時に中小零細企業支援の財源確保を応援します。
- (3) 企業内最賃について
  - ① 地域別最低賃金と連動している場合は、さらなる企業内最賃の引上げを闘います。

- ② 企業内最賃 1150 円が未到達の場合は、到達闘争を闘います。
- (4) これらの闘いを、公務員の賃金引上げ（人事院勧告闘争）、民間の冬季一時金闘争と一体となって闘います。
- (5) 地域における学習会、決起集会などを開催し、連携した陣形づくりをめざします。

## 7 日 程

- (1) 12 月 4 日に、第 11 回労働運動研究討論集会を開催し、「23 春闘構想（案）」にもとづく要求、闘い方について討論します。
- (2) 12 月～2 月、地域での学習会、宣伝行動、決起集会などの行動を展開します。
- (3) 23 年 3 月、「23 春闘」の統一行動日を設定して闘います。
- (4) 23 年 5 月、第 12 回労働運動研究討論集会を開催し、今後の闘い方について討論します。

以上



## 非正規雇用労働者をなくすための制度政策要求（たたき台）

### 1 非正規雇用労働者をなくすとは

- (1) 非正規雇用労働者とは、一般的に正規雇用労働者の雇用形態である、雇用期間に定めがなく、所定労働時間をフルタイムで働き、事業者に直接雇用されている労働者以外の労働者のことを指します。
- (2) 非正規雇用労働者は、このような雇用形態のため、正規雇用労働者より職務内容において劣るものであると位置づけられ、賃金が低い、一時金がない、退職金がないという労働条件の差別が行われ、さらには社会労働保険の適用に差異があるなどの扱いを受けています。
- (3) 非正規雇用労働者が、労働者の4割を超え、女性労働者の6割を超える実態を直視するならば、「正規雇用労働者になることを希望する労働者は正規雇用労働者になれるようにする」ということでは、問題の解決にはなりません。
- (4) 正規雇用が原則、非正規雇用は例外と位置付けるなら、当面の政策としては、例外に対する規制を強化することによって、非正規雇用労働者を縮減していくことが現実的だと考えます。

### 2 非正規雇用労働者を縮減するための基本的な考え方

- (1) 「短時間正規雇用労働者」の存在を認め、正規雇用労働者との差別をなくすようにしていきます。公務員にあっては、会計年度任用職員制度を廃止し、短時間公務員を制度化する「短時間公務員法」の制定をめざします。
- (2) したがって、次のような基本的な考え方で取り組みます。
  - ① 雇用は無期雇用、直接雇用を原則とします。臨時的・一時的に労働者を雇用する場合は、労働組合がおこなう労働者供給事業からの供給、または人材派遣会社からの派遣とします。
  - ② 正規雇用労働者の所定労働時間より所定労働時間が短い労働者を雇用するにあっては、週20時間以上の雇用保障または月額賃金88,000円以上の賃金保障があることを条件とし、正規雇用労働者と差別をなくし、同一労働同一賃金とします。
  - ③ 派遣については、登録型派遣を禁止し、常用型派遣のみとします。人材派遣会社に雇用された常用労働者とは、無期雇用、雇用（賃金）保障がある労働者です。
  - ④ すべての労働者に社会労働保険を適用するようにします。複数の雇用者のもとで働く場合であっても、それぞれの雇用者が保険料の納付を行うようにします。

### 3 制度政策要求のイメージについて

- (1) 最低賃金法の改正について
  - ① 全国一律制を実現するためには最低賃金法の改正が必要です。

- ② 最低賃金を審議会で決定する方式は維持し、最低賃金の決定要素のひとつである「通常の事業の賃金支払能力」を削除するようにします。それに伴い、生計費に関する調査方法、類似の労働者の賃金に関する考え方、生活保護との整合性などを見直すようにします。また、低賃金労働者層の意見を反映できる仕組みをつくるようにします。
- (2) 非正規雇用労働者の退職金制度の創設について
    - ① パートタイム・有期雇用労働法に非正規雇用労働者の退職金制度を設けます。
    - ② 非正規雇用労働者を雇用する場合は、中小企業退職金共済制度を活用して、事業主に退職金を積み立てるように義務付けます。
    - ③ 退職金の水準は、雇用期間中に支払われた賃金の一定割合（例えば 10%）を下回らないようにします。
  - (3) 社会保障改革について
    - ① 岸田政権の「全世代型社会保障」は、「働き方に中立な社会保障制度の構築」を謳っています。雇用者責任を免除する形での社会保障制度には反対します。非雇用者を扶養家族とする家父長的なイエ制度を前提につくられている現行社会保障制度を抜本的に改革し、個人単位の制度にする必要があります。
    - ② 日々雇用労働者ならびに失業者を含めてすべての労働者に社会労働保険を適用するようにします。
    - ③ 雇用保険の受給資格を緩和し、給付額を上げます。
  - (4) 公正取引の確保について
    - ① 請負・委託業務については再下請けを禁止します。請負業務については専門的分野についてのみ再々下請を認めるようにします。
    - ② 発注者の優越地位の乱用を制限し、賃金上昇分を価格転嫁できるようにします。
    - ③ 公契約においては、労働法規・環境保全法の遵守のみならず、健全・良好な雇用、労働者の福祉の向上などを評価に加えるようにします。
  - (5) 税制改革について
    - ① 配偶者控除を廃止します。
    - ② 基礎控除を大幅に引き上げます。例えばワーキングプアといわれる年収 200 万円以下の労働者からは税金を徴収しないようにします。
  - (6) フリーランスの労働者性の確保について
    - ① 法的に労働者性を認めるよう追求します。
    - ② 当面の措置として、委託契約の内容に、社会労働保険料の事業主負担相当分の上乗せ、労働基準法を順守できる業務量と納期、一方的契約内容変更に伴う違約金、退職金相当の上乗せなどを義務付けるようにします。
  - (7) 外国人技能実習制度は廃止します。

#### 4 制度政策要求の深化・豊富化について

- (1) 以上に指摘した制度以外についても労働問題として検討しなければならない課題があります。また、貧困をなくすために課題があります。

- (2) 個別的な救済措置が、労働者が目指す全体的な社会制度づくりに逆行することがないように配慮しつつ、急いでやらなければならない課題を前面に押し出しながら、労働運動として取り組みをすすめるようにします。

以上

## <第11回労働運動研究討論集会>

■日 時 2022年12月4日(日)  
11時～16時30分

■場 所 連合会館 404号会議室  
東京都千代田区神田駿河台3-2-11

### <交通機関>

東京メトロ千代田線「新お茶の水駅」B3出口0分  
都営地下鉄新宿線「小川町駅」2分  
東京メトロ丸の内線「淡路町駅」4分  
JR「御茶ノ水駅」聖橋出口5分

### ■内 容

- ① 「23春闘構想(案)」の提起
- ② 全体討論
  - ・物価高騰下での賃上げ闘争
  - ・企業内(自治体内)最低賃金の引上げ
  - ・「同一労働同一賃金」の実現
  - ・地域共闘の形成 など
- ③ まとめ

■参加費 無 料  
(賛同カンパにご協力をお願いします)

### ■申し込み

参加希望者は11月30日(水)までにメールで事務局にご連絡ください。オンライン参加希望者には事前にZoomのURL、パスコードを送ります。

### ■資料提出

資料提出を希望される方は、11月28日までに事務局にメールで送付してください。

■事務局メール roukenj2014@yahoo.co.jp

### <呼びかけ人>

池畑 章伸 (全国地区労交流会運営委員会)  
垣沼 陽輔 (全日建連帯近畿地本委員長)  
河添 誠 (元首都圏青年ユニオン書記長)  
幸地 一 (日教組・沖縄県高教組委員長)  
佐々木史朗 (全統一書記長)  
白石 孝 (官製ワーキングプア研究会  
理事長)  
新土居正志 (自治労・高知県職労書記長)  
中岡 基明 (全労協事務局長)  
中川 孝文 (自治労・徳島県本部委員長)  
中村 美彦 (千葉県市原地区労議長)  
中村 知明 (郵政ユニオン本部顧問)  
西澤 忠司 (自治労・長野県本部委員長)  
西山 直洋 (大阪ユニオンネット代表)  
鳥井 一平 (移住者と連帯するネットワーク  
代表理事)  
長谷川武久 (全日建会長)  
早川 行雄 (元JAM副書記長)  
平賀雄次郎 (全国一般全国協委員長)  
福元 勇司 (オール沖縄会議事務局長)  
松川 聡 (国労委員長)  
松本 耕三 (元全港湾委員長)  
山下 忠之 (自治労・兵庫県本部委員長)  
吉岡 英明 (自治労・宮崎県本部委員長)  
和田 隆宏 (東京都労連委員長)  
渡邊 洋 (前全水道・東水労委員長)

\*五十音順

役職は2022年9月末現在のものです。